

別紙 1 備品・図書館情報システム・建築設備の区分(案)

1. 図書館施設諸室

区分・室名等	備品		図書館情報システム	建築設備
事業期間中の所有者	PFI 事業者	PFI 事業者	PFI 事業者	市
事業期間終了時の所有権移転	市へ無償譲渡	事業期間終了前に協議	事業期間終了前に協議	-
共有スペース	・返却ポスト ・入館者自動カウンター装置 ・掲示板			・ベビーチェア ・ベビーベット ・エレベーター
一般開架スペース	・書架 ・机, 椅子		・パソコン	
新聞・雑誌コーナー	・書架 ・椅子			
パソコンコーナー	・机, 椅子		・パソコン	
サービスカウンター	・カウンター ・書棚 ・ブックトラック	・コピー機 ・電話, F A X	・パソコン	
児童開架スペース	・書架 ・机, 椅子 ・カウンター		・パソコン	
おはなし室	・収納棚			
レファレンス・地域資料スペース	・書架 ・カウンター ・閲覧用机 ・机, 椅子	・コピー機	・パソコン	
視聴覚資料スペース	・A V機器 ・鑑賞用机, 椅子 ・収納棚			
障害者サービス室	・録音設備 ・録音資料収納戸棚 ・机, 椅子			・給湯設備
団体貸出室	・書架			
閉架書架	・一時保管用書架 ・作業用机, 椅子 ・ブックトラック			・書架
事務作業室	・机, 椅子 ・壁取付け型書架 ・作業用机, 椅子 ・一時保管用書架 ・ブックトラック ・スケジュールボード	・コピー機 / F A X機 ・シュレッダー コピー機 / F A X機は兼用機でも可。ネットワークプリンタとしての利用は妨げないが、区分は「備品」とする。	・パソコン ・プリンター コピー機 / F A X機をネットワークプリンタとして利用する場合でも必要。 ・サーバー ・L A N関係機器	・各種集中管理パネル ・手洗い
応接室	・応接セット			

(仮称) 稲城市立中央図書館等整備運営事業  
設計、建設に関する業務要求水準書(案)

区分・室名等	備 品	図書館情報システム	建築設備
スタッフルウンジ	・ロッカー		・給湯設備
喫茶室	・カウンター, 机, 椅子		・手洗い
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者案内サインは移動可能なものについては「備品」としそれ以外は建築工事に含まれる。</li> <li>・BDS等図書館運営に必要な機器は備品に含むものとする。</li> <li>・電話機(内線専用も含む)の機器本体は備品とする。</li> <li>・施設と一体に設置する備品(書架, カウンター, 机, 椅子, ウォータークーラー, 乳児用ベット等)は, その所有, 形態, 仕様に係わらず通常の備品と同様な維持管理保守を行うものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要求水準書内に具体的に記載されていない機器も含む(無停電装置や館内LAN及び本館, 分館等とのネットワーク網に必要な機器, 利用者持ち込みパソコンが使えるための整備機器等)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設計画上通常必要となる建築設備(照明機器, 空調設備, 換気設備, 放送設備, 必要とされる消防設備等)はすでに含まれているものとする。</li> <li>・防犯設備は建築設備に含むものとする。</li> </ul>

## 2. 体験学習施設諸室

区分・室名等	備 品	図書館情報システム	建築設備
事業期間中の所有者	市	PFI 事業者	市
事業期間終了時の所有権移転	-	事業期間終了前に協議	-
共有スペース	・入館者自動カウンター装置 ・掲示板		・ベビーチェア ・ベビーベット
工房(工作室)	・工作台, 工作椅子 (火気使用設備等含む)		・手洗い
レクチャールーム	・長机, 椅子		
体験学習室	・長机, 椅子		
視聴覚室	・長机, 椅子 ・音響機器 ・映写機器		
事務作業室	・机, 椅子		・各種集中管理 パネル
その他	・電話機(内線専用も含む)の機器本体は備品とする。	・図書館でいう館内LANは体験学習施設も網羅する。 ・パソコンは設置しない。	・施設画面上通常必要となる建築設備は含まれているものとする。 ・防犯設備は建築設備に含まれるものとする。